

令和4年度に実施する市制50周年記念事業をお知らせします！

問合せ 秘書企画課企画政策グループ (☎ 38-5805)

実施事業名	事業内容	実施時期
		会場
★ 市立体育館メモリアル事業	取り壊し前の市立体育館にて、50周年パネル展、スポーツ体験、己書体験、ギネスこいのぼりを使ったワークショップを開催します。	4月2日(土) 市立体育館 (岩倉北小学校敷地内)
巨大プラレールで遊ぼう (市民の夢 協えるプロジェクト)	一緒に新しいレイアウトを作ったり、あらかじめ設置された巨大レイアウトで遊べます。	5月14日(土)・15日(日) 市民プラザ
国際交流まつり (市民の夢 協えるプロジェクト)	世界的なダンスアーティストのケント・モリさんを講師に、オンラインで市と世界の子どもたちがダンスを通じて交流します。	8月6日(土) 総合体育文化センター
NHK 公開番組 「ノージーのひらめき工作 キャラバン」	NHK「ノージーのひらめき工房」の公開番組。出演者とともに、親子で工作ワークショップが楽しめます。	8月13日(土) 総合体育文化センター
★ 夏まつり市民盆おどり	地区や団体ごとの踊りや、岩倉総合高校協力のもと、打ち上げ花火のプロジェクトマップピングを実施します。	8月19日(金)・20日(土) (予備日 21日) 総合体育文化センター
学校給食市民試食会	懐かしの人気給食メニューや現在の児童生徒が食べている給食を試食できます。	9月～10月頃 学校給食センター
おしごと体験 in 岩倉市 (市民の夢 協えるプロジェクト)	市内の小学生を対象に、市内の事業所によるお仕事体験を実施します。	10月23日(日) 総合体育文化センター

★の付いた事業は市制50周年記念事業スタンプラリーの対象事業です。

新型コロナウイルス感染症の影響による、記念事業の中止に伴い、事業期間を令和4年11月30日(水)まで延長しています。

上記の他にも・・・ 大野市友好交流バス (7～8月頃)、消防庁舎市民開放 (9月)、市民体育祭 (10月)、市民プラザまつり (10月)、ふれ愛まつり (11月)などの

例年実施している事業も市制50周年記念事業として、内容を工夫して実施する予定です。

※年間の事業計画は、市ホームページに掲載しています。

市制50周年記念事業～市民の夢 ^{かな}協えるプロジェクト～

「巨大プラレールで遊ぼう」で使用するプラレールをお譲りください

問合せ 子育て支援課児童グループ (☎ 38-5810)

提供いただいたプラレールは、事業の中で新たなレイアウトを作る際等で使用します。

なお、返却せず、リユース(再利用)するため、必要な人にお譲りします。

●募集方法 プラレールを市役所6階子育て支援課または市内児童館へ持ち込んでください。

※故障した車両、破損しているレール等は持ち込まないでください。

●募集期間 4月28日(木)まで

●その他 「巨大プラレールで遊ぼう」は、5月14日(土)、15日(日)に開催します。詳細は、広報いわくら5月号でお知らせします。



新型コロナワクチン接種についてお知らせします

健康課（保健センター内 ☎ 37-3511）、岩倉市新型コロナワクチン接種コールセンター（☎ 0120-056-712）

市では、国からの通知に基づき、新型コロナワクチン接種をすすめています。予約方法等の詳細については、市ホームページをご覧ください。

なお、ワクチン接種は強制ではありません。接種を受ける人の同意がある場合に接種が行われます。また、ワクチン接種を受ける又は受けないことによって、差別や誹謗・中傷、不利益な取り扱いがないようお願いいたします。

- ・ ワクチン接種は強制ではありません。
- ・ 周囲にワクチンの接種を強制してはいけません。
- ・ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンの接種をすることができない人や接種を望まない人もいます。また、その判断は尊重されます。

ワクチン接種に関して、
差別・偏見・いじめは
許されません。

【相談窓口】

★職場におけるいじめ、嫌がらせに関する相談窓口

- ・ あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー（☎ 052-589-1405）

平日 午前 9 時 30 分～午後 6 時、土曜日 午前 10 時～午後 5 時

- ・ 尾張県民事務所産業労働課（☎ 052-961-8070） 平日 午前 9 時～午後 5 時 30 分

★学校におけるいじめ等に関する相談窓口

- ・ 子ども SOS ほっとライン 24（☎ 0120-0-78310） 24 時間

医療用ウィッグや乳房補整具の購入に係る 費用を補助します

健康課保健予防グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）

愛知県では、がん患者の医療用ウィッグや乳房補整具の購入に係る費用を支援する市町村に対して、令和 4 年度より補助事業を実施する方針が示されました。県の制度に基づいて市でも準備をすすめていますので、詳しくは保健センターにお問い合わせください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の 手続きをお忘れなく

問合先 福祉課社会福祉グループ臨時特別給付金専用ダイヤル (☎ 81-9201)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯（世帯員全員が住民税非課税相当になった世帯）を支援する給付金です。給付金を受給するには9月30日金までに手続きが必要です。

詳しく市ホームページをご覧ください。

住民税が非課税等の世帯には「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付していますので、忘れずに手続きをしてください（令和3年12月10日以降の税の修正申告等により非課税となった世帯の人は手続きが必要ですので、ご相談ください）。

福祉医療費助成制度をお知らせします

市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

制度名	対象者	助成の範囲
子ども医療	・18歳到達年度末まで（令和4年4月診療分から）	保険診療の自己負担額
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 1～3級 ・ // 4級（腎臓機能障害） ・ // 4～6級（進行性筋萎縮症） ・知的障害者 知能指数50以下 ・自閉症状群と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む） ・精神障害者 1・2級 	保険診療の自己負担額
	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条に基づく自立支援医療（精神通院）を受けている人	精神通院医療に係る保険診療の自己負担額
	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条の規定による精神障害者と診断され入院した人（アルコール依存症など病名により助成が受けられない場合があります）	入院治療に係る保険診療の自己負担額
母子・父子 家庭医療 (所得制限あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子（父子）家庭の母（父）およびその18歳以下の子 ・父母のいない18歳以下の子 ※18歳以下の子とは、18歳に達した日の属する年度の末日までです。	保険診療の自己負担額
後期高齢者 福祉医療	後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに当てはまる人 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 1～3級 ・ // 4級（腎臓機能障害） ・ // 4～6級（進行性筋萎縮症） ・知的障害者 知能指数50以下 ・自閉症状群と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む） ・精神障害者 1・2級 ・戦傷病者（所得制限あり） ・精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者 ・母子・父子家庭の人（所得制限あり） ・介護保険の要介護認定4または5で生活介護を3カ月以上継続して受け、主たる生計維持者が住民税非課税の人 ・長寿介護課のひとり暮らしの認定を受けている住民税非課税世帯で、税法上の被扶養者になっていない人 	保険診療の自己負担額



これからの「成人式」についてお知らせします

問合せ先 生涯学習課生涯学習グループ (☎ 38-5819)

民法の改正により令和4年4月1日から成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。

このことに伴い、令和4年度以降の成人式を18歳ではなくこれまでと同様に20歳を対象として、成人式に代わり「(仮称)二十歳のつどい」を開催します。

令和4年度中に18歳、19歳になる皆さんには、20歳となられる年度に改めて「(仮称)二十歳のつどい」のご案内をお送りします。

令和4年度「(仮称)二十歳のつどい」

●対象者 20歳(平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人)

●とき 令和5年1月8日(日)午前11時～

●ところ 総合体育文化センター多目的ホール

※対象者には11月下旬に案内状を送付します。

休日納付窓口の利用方法が変わります

問合せ先 税務課収納グループ (☎ 38-5806)

休日納付窓口は年4回実施します。それ以外の月については、事前に電話等で来庁のご予約をお願いします。

令和4年度						
4月		5月	6月	7月	8月	9月
17日(日) 8時30分～正午		要予約	要予約	要予約	21日(日) 8時30分～正午	要予約
10月	11月	12月		1月	2月	3月
要予約	要予約	18日(日) 8時30分～正午		要予約	19日(日) 8時30分～正午	要予約

令和3年度
毎月
第3日曜日
8時30分～正午

市役所2階税務課 エスカレーターで2階にお越しく下さい

納付忘れのない口座振替をおすすめします。

納期限を過ぎて市税を納付した場合、延滞金が発生することがあります。

★対応金融機関 三菱UFJ銀行、十六銀行、愛知北農業協同組合、名古屋銀行、愛知銀行、中京銀行
いちい信用金庫、ゆうちょ銀行

※詳しくは、税務課にお問い合わせください。

下水道が使用できる区域が広がります

問合せ先 上下水道課下水道グループ（☎38・5815）

4月1日から本町、東町、中野町、神野町の一部の区域で新たに下水道が使用できるようになります。

区域内に家屋を所有する人で、浄化槽をお使いの場合は、速やかに下水道への接続工事（排水設備工事）をしてください。くみ取り便所をお使いの場合は、下水道が使用できる区域になってから3年以内に水洗便所に改造し、下水道への接続工事をしてください。

また、すでに下水道が使用できる区域の人で、下水道への接続工事をしていない場合は、速やかに工事を行ってください。

●受益者負担金が賦課されます

下水道整備区域内に土地を所有している人は、負担金が賦課されます。

対象区域の土地を所有している皆さんへ下水道事業受益者申告書を送付しますので、提出してください。ただし、その土地が、地上権、質権、使用貸借または賃貸借による権利がある場合は、その権利者が対象となります。

●工事は指定工事店で

排水設備工事やトイレの水洗化工事は、市が指定した工事店で行えば施工できません。指定工事店については市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

●工事費の融資あっせん制度があります

下水道の排水設備工事には、次の改造資金の融資あっせん（無利子）を行っていますので、ご希望の人は指定工事店を通してお申し込みください。ただし、下水道が使用できる区域になってから3年以内に行う工事が対象となります。

- ★くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事：60万円以内（便槽が1個増すごとに30万円以内を加算）
- ★浄化槽を廃止する工事：30万円以内（浄化槽が1個増すごとに15万円以内を加算）

●雨水対策にご協力を

下水道へ接続すると、既存の浄化槽は不用となります。浄化槽を雨水貯留施設へ転用すると、次のメリットが期待できます。

★地域貢献になる：大雨時に河川や排水路への流出を抑えることができ、浸水被害の緩和につながります。

★節水になる：ガーデニングの水やりや洗車に利用できます。

★災害対策になる：地震等での断水時にトイレ用水として利用できます。

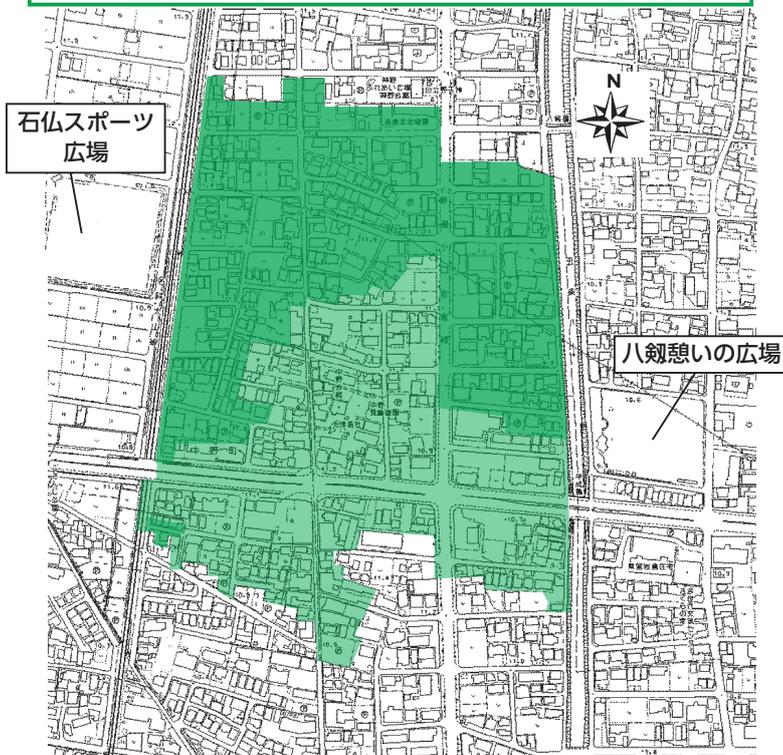
※補助制度がありますので、事前にお問い合わせください（工事後の申請はできません）。

※補助金の額：工事費の4分の3に相当する額。

★5～10人槽：補助限度額10万円

★11人槽以上：補助限度額15万円

新しく下水道が使用できる区域



令和5年4月1日から下水道が使用できる予定の区域

令和4年4月1日から下水道が使用できる区域



7歳以上18歳以下、または65歳以上対象

自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助します

問合せ 協働安全課防災安全グループ (☎38・5831)

自転車乗車中の交通事故死者の6割強は主に頭部の損傷が原因で亡くなっており、ヘルメットを正しく着用すると頭部損傷による死者の割合はおよそ4分の1に低減すると言われています。

自転車を利用する児童生徒等および高齢者の自転車の交通事故による被害を軽減するため、自転車乗車用ヘルメットの購入に係る経費の一部を補助します。

- 申請受付期間 4月1日～令和5年2月28日
- 補助金額 購入に係る費用の2分の1の額で、上限を2千円とする。(100円未満切捨て) ※1人1個まで。
- 交付要件 次の要件などを全て満たす必要があります
 - ① 市内に居住し、住民票がある人
 - ② 令和4年度に満7歳以上満18歳以下、または満65歳以上となる人
 - ③ 購入目的が転売等でない人
 - ④ 岩倉市税の滞納がない人 など
- 対象となるヘルメット 令和4年4月1日以降に購入したもので、次のいずれにも該当するもの
 - ・ 自転車乗車時に着用するヘルメット
 - ・ 安全性の認証を受けている新品のヘルメット (SGマーク、JCFマークなど)

● 申請手続き (令和5年2月28日まで)
申請書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて協働安全課(市役所6階)に提出してください(申請書類は協働安全課窓口または市ホームページで入手可)。

65歳以上の人がいる世帯対象

特殊詐欺防止用電話機器の

購入費を補助します

問合せ 協働安全課防災安全グループ (☎38・5831)

近年、江南警察署管内(岩倉市・江南市・大口町)において、特殊詐欺の被害や前兆電話が多発しています。犯人の手口も多種多様で、詐欺集団が市職員や銀行員、警察官や百貨店店員などになりすまし、言葉巧みに騙そうとします。そこで、電話による詐欺被害等の未然防止のため特殊詐欺対策機能を備え付けた電話機器等の購入費を補助します。

- 申請受付期間 4月1日～令和5年3月31日
- 補助金額 購入に係る費用の2分の1の額で、上限を5千円とする。(100円未満切捨て) ※1世帯につき1台まで。
- 交付要件 次の要件などを全て満たす必要があります
 - ① 市内に居住し、住民票がある人
 - ② 令和5年3月31日現在で満65歳以上の人、またはその人と同世帯の人
 - ③ 購入目的が転売等でない人
 - ④ 岩倉市税の滞納がない人 など
- 対象となる電話機器等 令和4年4月1日以降に購入したもので、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 固定電話機につなぐ自動着信拒否装置
 - ・ 固定電話機につなぐ自動応答録音装置
 - ・ 自動着信拒否装置または自動応答録音装置の機能がついた電話機
- 申請手続き (令和5年3月31日まで)
申請書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて協働安全課(市役所6階)に提出してください(協働安全課窓口または市ホームページで入手可)。

幼児2人同乗用自転車購入費を補助します

問合せ先 子育て支援課児童グループ (☎38・5810)

幼児2人同乗用自転車(通称、3人乗り自転車)を購入したい子育て家庭の交通の安全確保および経済的負担の軽減を図るため、幼児2人同乗用自転車の購入費の一部を補助しています。

●補助の対象となる人

- ・市内に住所を有し、現に居住している人
- ・購入時において小学校入学前までの子が2人以上いる人
- ・ご自身が養育する幼児を同乗させるために使用する人
- ・本人または同一世帯の人が、この補助金を受けていないこと

●対象となる自転車

- ・一般社団法人自転車協会の制定している「BA Aマーク(安全・環境基準適合車マーク)」と幼児2人同乗用自転車安全基準に適合し「幼児2人同乗基準適合車のマーク」が貼付されているもの。
- ・運転者の座席とは別に幼児2人が同乗できる座席を設置したもの。
- ・公益財団法人日本交通管理技術協会の発行する自転車安全点検整備済証(TSマーク)が貼付されているもの。

- ・市に販売店として登録した事業者(下表の指定店)から購入したものであること。

※中古品や転売品は対象となりません。

- 補助金額 幼児2人同乗用自転車購入費の2分の1(100円未満は切り捨て、上限2万5千円)

●手続き方法

- ①補助を受けた人は、子育て支援課で事前申込をしてください。補助の要件を満たす人には受付票をお渡しします。
- ②受付票を持参のうえ、指定店で自転車を購入してください。
- ③購入後、申請書(事前申込時にお渡しします)に領収書等必要書類を添付して、子育て支援課にご提出ください。

販売登録指定店

指定店名	所在地	電話
井上サイクル商会	八剣町17番地	☎37-1744
ブライトンサイクリー	下本町燈明庵136番地6	☎37-2529
DCMカーマ21岩倉店	八剣町長野1番地1	☎65-5611

市内のグルメ情報等紹介サイト「いわくらっぷ」のキャンペーンを実施しています！

問合せ先 商工農政課商工観光グループ (☎38-5812)、岩倉市商工会 (☎66-3400)

コロナ禍で影響を受けている飲食店等を応援するため、昨年に引き続き、市内のグルメ情報等を紹介するサイト「いわくらっぷ」にて、キャンペーンを実施しています。

4月30日(土)まで春の岩倉「満喫キャンペーン」期間として、お得な割引を受けられるお店もあり、岩倉駅構内や公共施設等にパンフレットも設置しています。是非ご利用ください。





令和4年度の65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料をお知らせします

問合先 長寿介護課介護保険グループ（☎38・5811）

● 仮徴収のお知らせ

65歳以上の人（第1号被保険者）の令和4年度の介護保険料は下表のとおりです。

年金から介護保険料が引かれる特別徴収の人には「仮徴収額特別徴収のお知らせ」を、また、銀行等の金融機関の窓口や口座振替で納めていただく普通徴収の人には「納入通知書（仮徴収額通知書）」を4月上旬に送付します。

なお、お届けする通知書の保険料額は、令和3年度の保険料所得段階をもとに算定したものです。令和4年度の年間保険料額は、令和4年度の市民税の課税状況等をもとに7月に決定し、改めてお知らせします。

● 低所得者の保険料の軽減について
消費税を財源として、所得段階第1段階～第3段階の保険料負担の軽減を行っています。

令和4年度所得段階別介護保険料

令和3年度から3年間の基準額（月額） 4,996円（所得段階の第5段階の額）

所得段階	対象者	計算方法	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の人、または生活保護を受給している人 本人および世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	4,996円×0.3×12カ月	軽減後 17,900円 (軽減前 29,900円)
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階以外の人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	4,996円×0.5×12カ月	軽減後 29,900円 (軽減前 37,700円)
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階以外の人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	4,996円×0.7×12カ月	軽減後 41,900円 (軽減前 44,900円)
第4段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	4,996円×0.88×12カ月	52,700円
第5段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	4,996円×1.0×12カ月	59,900円
第6段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が120万円未満の人	4,996円×1.13×12カ月	67,700円
第7段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	4,996円×1.25×12カ月	74,900円
第8段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	4,996円×1.5×12カ月	89,900円
第9段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	4,996円×1.65×12カ月	98,900円
第10段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	4,996円×1.75×12カ月	104,900円
第11段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	4,996円×1.85×12カ月	110,900円
第12段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	4,996円×1.95×12カ月	116,900円
第13段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が1,500万円以上の人	4,996円×2.05×12カ月	122,900円

※同一世帯であるか否かは、4月1日時点の住民登録（年度途中で資格取得したときは資格取得日）で判定します。

※年度途中で第1号被保険者の資格を取得または喪失した場合は、上記年額から月割計算します。

補助対象	補助率 (千円未満は切り捨て)	上限
①住宅用太陽光発電システム（10kW 未満の設備）、家庭用エネルギー管理システムおよび定置用リチウムイオン蓄電システムの一体的導入	設置費の 1/4	17 万円
②家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	設置費の 1/4	1 万円
③定置用リチウムイオン蓄電システム	設置費の 1/4	10 万円
④家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設置費の 1/4	10 万円
⑤ ZEH ※の導入（住宅用太陽光発電システム（10kW 未満の設備）、家庭用エネルギー管理システムおよび高性能外皮等の一体的導入）	設置費の 1/4	17 万円

令和4年度の補助対象内容は次のとおりです。

太陽光発電システムだけの導入では、補助対象となりません。

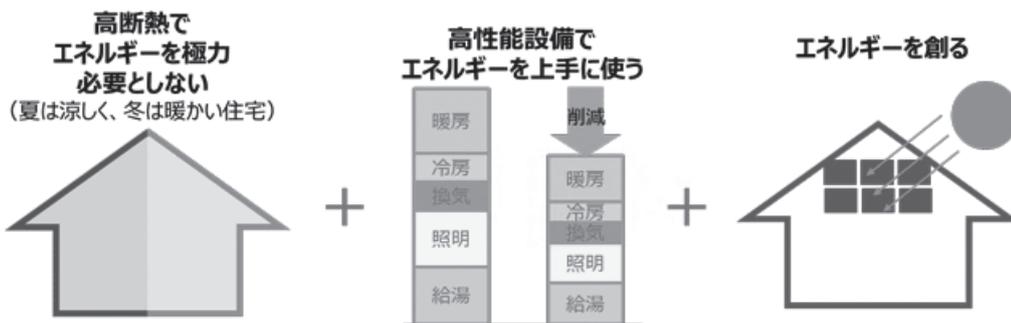
①～⑤のいずれも未使用のものへの設置に限ります。

※ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることをめざした住宅」です。

- 補助対象者（各設備共通）
 - ア 市内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象システムを設置しようとする人、または市内において自ら居住するため、新築する住宅にあわせて対象システムを設置しようとする人
 - イ 市内で自ら居住するため、建売住宅供給者から対象システム付き新築住宅を購入しようとする人
 - ※アは工事の着工前の、イは住宅の購入前の申請が必要です。
- 申込方法 申請書を環境保全課にお持ちください（申請書は環境保全課でお渡しするほか、市ホームページからダウンロードすることもできます）。
- ※その他詳細は市ホームページをご覧ください。

住宅用地球温暖化対策設備の設置費に補助します

問合せ 環境保全課環境グループ（☎388・5808）





国民健康保険にご加入の人へ

人間ドック費用を助成します

●問合先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

実施時期	令和4年4月 ~ 令和5年3月
対象要件	・国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人で、国民健康保険税に未納がないこと。 この助成を受ける人は、特定健診・健康診査や岩倉市が実施する脳ドック検査を受診できません。
助成の流れ	①市民窓口課に電話で申し込み → ②受診券の送付 ※1 → ③医療機関に予約 ④受診・費用の支払い → ⑤市民窓口課に申請 ※2 → ⑥助成金の振込 ※1 要件を確認後、郵送します。 ※2 検査結果(写)と領収書(写)の提出が必要です。

検査コース	検査の内容
Aコース	身長、体重、腹囲、BMI、視力、身体診察、血圧測定、尿検査、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、血清クレアチニン検査、心電図検査、便潜血検査、胸部X線検査
Bコース	Aコース+腹部超音波または腹部CT
Cコース	Aコース+腹部超音波または腹部CT+胃部X線または胃カメラ
オプション検査	胸部CT、眼底・眼圧検査

検査コース	Aコース	Bコース		Cコース				オプション検査	
		腹部超音波	腹部CT	腹部超音波		腹部CT		胸部CT	眼底・眼圧
助成額	10,000円	12,000円	13,000円	胃部X線	胃カメラ	胃部X線	胃カメラ		
岩倉病院 (☎ 37-8155)	10,000円	17,000円	26,000円 (胸部CT込)	23,000円	29,000円	33,000円 (胸部CT込)	39,000円 (胸部CT込)	腹部CT選択 で同時受診	+1,300円
ようてい中央 クリニック (☎ 66-5133)	10,000円	15,000円	17,000円 (胸部CT込)	21,000円	27,000円	31,000円 (胸部CT込)	34,000円 (胸部CT込)	腹部CT選択 で同時受診	+1,300円
おしたに クリニック (☎ 38-3501)	10,000円	—	17,000円					+3,000円	
かみのクリニック (☎ 38-3800)	10,000円	15,000円	17,000円					+3,000円	
ませきクリニック (☎ 37-0175)	10,000円	15,000円	20,000円 (胸部CT込)					腹部CT選択 で同時受診	
有馬医院 (☎ 37-0123)	10,000円	15,000円							
いわくら内科・呼吸 器内科クリニック (☎ 66-3434)	10,000円	15,000円							
丹羽外科・内科 (☎ 66-3366)	10,000円	15,000円							
のざき内科・循環 器科クリニック (☎ 37-2018)	10,000円	15,000円							
いとうクリニック (☎ 38-1112)	10,000円								
岩倉東クリニック (☎ 66-1210)	10,000円								
名草クリニック (☎ 37-1700)	10,000円								

Aコースの場合 助成を受けると
自己負担0円 となります
 まずは市民窓口課に電話でお申し込みください

★検査費用額は、令和4年4月1日現在のものです。受診時期によっては金額が変更される場合がありますので、予約時に念のため医療機関でご確認ください。

後期高齢者医療にご加入の人へ **人間ドック費用を助成します**

問合せ先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

後期高齢者医療加入者の受診機会確保のため、人間ドック費用の助成をしています。
 検査内容は、Aコースのみが対象です。

実施時期	令和4年4月～令和5年3月
対象要件	・後期高齢者医療に加入している人で、後期高齢者医療保険料に未納がないこと。 ※この助成を受ける人は、特定健診・健康診査や市が実施する脳ドック検査を受診できません。
助成の流れ	国民健康保険と同様です。まずは、市民窓口課へ電話でお申し込みください。
対象医療機関	国民健康保険と同様です。
検査内容	Aコースのみ。国民健康保険のAコースの検査内容と同様です。
助成額	10,000円

特定健診・健康診査の基本健診項目に、便潜血検査と胸部X線検査をプラスして、実質自己負担0円で受診できます。

国民健康保険・後期高齢者医療にご加入の人へ

令和4年度の特定健診・健康診査は「事前申込制」です

問合せ先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

市民窓口課から申込書（はがき）を送付しますので、受診を希望される人は、お早目にお申し込みください。
 令和4年度よりインターネットによる予約もできるようになりました。4月中旬に送付します申込書（はがき）に掲載された二次元コードから予約フォームに必要事項を入力の上、送信してください。

【申込・受診の流れ】

- ①市民窓口課から申込書（はがき）送付（4月中旬）
- ②インターネットによる予約、または申込書を返送（4月27日締切）
- ③市民窓口課から健診日時の通知（5月下旬） ④指定日に受診 ⑤検査結果の送付（およそ1カ月後）

※はがきによる申し込みの場合は、希望する日時に受診できない場合があります。

※窓口や電話でのご予約はできませんのでご注意ください。

インターネット予約がおすすめです！
 空き時間が一目でわかる！
 即時に予約確定！手続きが早い！

健診日程	6月20日(月)～7月8日(金)、8月19日(金)～9月8日(木) (土・日曜日を除く)		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入している40歳以上の人（今年度中に40歳になる人も対象） ・後期高齢者医療に加入している人 ※この健診を受診する人は、市が実施する脳ドック検査の受診および人間ドック費用の助成を受けることができません。		
定員	各日120人 ※日程の変更はできません。定員になり次第、受付を終了します。		
健診項目	問診、身体測定、身体診察、血圧測定、尿検査、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、貧血検査、血清クレアチニン検査、心電図検査、眼底検査		
健診費用	無料	健診会場	保健センター

●特定健診・健康診査は、はがきによる申し込みの場合、希望する日に受診できない場合がありますので、ご希望の日時に、お近くの医療機関で受診できる人間ドック費用助成制度をぜひご利用ください。



後期高齢者医療にご加入の皆さんへ

保険料率等の改定をお知らせします

問合せ 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、保険料率等の改定を行いました。

区分	改正前 (令和2・3年度)	改正後 (令和4・5年度)
所得割率	9.64%	9.57%
被保険者均等割額	48,765 円	49,398 円
賦課限度額	64 万円	66 万円

※令和4年度の保険料額は、7月中旬にお知らせします。

脳検査・脳ドックの申し込みを受け付けます

問合せ 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

国民健康保険および後期高齢者医療の加入者を対象に脳検査・脳ドックの費用の一部を助成します。

※脳手術を受けた人、ペースメーカーを使用している人は、受診できません。

※検査機器は狭小ですので、閉所恐怖症の人は、検査できない場合があります。

申込期間	令和4年4月1日(金)～令和5年2月28日(火) (土・日曜日、祝日、年末年始は除く)	
申込方法	市民窓口課に電話で申し込み (☎ 38-5833)	
対象要件 (全てに該当する人)	国民健康保険の加入者	後期高齢者医療の加入者
	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月1日現在35歳以上の人 国民健康保険税に未納がないこと 受診日に岩倉市で国民健康保険に加入している人 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料に未納がないこと 受診日に岩倉市で後期高齢者医療に加入している人
定員	100人	80人
受診期間	令和5年3月10日(金)まで (日曜日、祝日、年末年始は除く)	
受診医療機関	岩倉病院 (川井町)・ようてい中央クリニック (曾野町)	

検査名	検査項目	検査費用額	助成額	自己負担額
脳検査	血圧測定、MRI検査、MRA検査	25,000 円	13,000 円	12,000 円
脳ドック(※)	問診、身体計測、血圧測定、MRI検査、MRA検査、血液検査、血液生化学検査、心電図検査、尿検査、聴力検査、胸部X線検査、血清クレアチニン検査	35,000 円	13,000 円	22,000 円

(※) 特定健診・健康診査を受診される人または岩倉市が実施している人間ドック費用の助成を受ける人は、検査項目が重複するため、脳ドックはお申し込みできません。

また、脳神経外科に定期的に受診している人は、お申し込み前にかかりつけ医にご相談ください。

★検査費用額は、令和4年4月1日現在のものです。検査費用額については、予約時に念のため医療機関でご確認ください。

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される人は、 窓口での「正確な住所の届出」が必要です！

問合せ先 市民窓口課窓口グループ (☎ 38-5807)

★住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険および国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

★身分証明書となる「マイナンバーカード」の「住所」等は、最新のものにする必要があります。



【マイナンバーカード（個人番号カード）】

国民年金保険料と学生納付特例制度をお知らせします

問合せ先 市民窓口課窓口グループ (☎ 38-5807) ・一宮年金事務所 (☎ 0586-45-1418)

●国民年金保険料（令和4年度）月額 16,590 円

保険料の納付は、毎月納付のほかに、まとめて納付すると保険料が安くなる前納の制度もあります。

【学生納付特例制度】

学生の皆さんの保険料の支払いを猶予し、社会人になってから納めることができる学生納付特例制度があります。

●対象者 20 歳以上の学生で、本人の所得が一定以下の人。

ただし、各種学校などで、修業年限が1年未満の学校に通う学生は対象となりません。

●持ち物 年金手帳・学生証（または在学証明書）

●申請期間 申請月の2年1カ月前～申請月の年度末

●承認されると…

①万一の事故や病気で障害が残ったときでも、一定の要件を満たしていれば、「障害基礎年金」が受けられます。

②承認期間は、老齢基礎年金を受けるための受給資格期間には算入されますが、年金額の計算には入りません。

③10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができます。

協働のまちづくりコーナー

【市民活動に関する問合せ】市民活動支援センター（市民プラザ内☎・FAX 37-0257）

【掲載に関する問合せ】協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

●まちづくりネットワークの説明ページはこちら→
なにか社会の役に立ちたい、特技を生かしたいと思っている人は、右の二次元コードからご覧ください。



●『メルマガかわらばん』にご登録ください。
市民主体のイベント情報を中心にお届けしています。
こちらから空メールを送ってください。→



【春のコンサート】

●問合せ先 ふる里ライブ実行委員会 山川 (☎ 090-3583-5198、メール：yamakawa_makiko@yahoo.co.jp)

コロナ禍中に直面した"音楽と人との関わり"。音楽と人と地域を結び身近なコンサートを目指し出身地岩倉で"ふる里ライブ"を開催します。

●とき 4月23日(土)

第1回公演 午後3時～4時

第2回公演 午後6時～7時

●ところ リビングストーン（井上町井手北474）

●内容 岩倉中学校同窓生による、ジャンルの違う音楽家が集結してのライブコンサート

●入場料 2,000円（チケット取り扱い チェリーローズカフェ ☎ 37-5281）